

国自旅第396号
令和6年 3月15日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

(別 添)

国自旅第 3 9 6 号
令和 6 年 3 月 1 5 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日付け国自旅第71号）の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。